

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第八号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の県立病院好生館の項を削る。

附 則

この規則は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。